

上越市藤野新田桜つつみキッチンカー出店に係る要領

1 目的

上越市藤野新田桜つつみにおいて、キッチンカーの出店による魅力的な飲食を販売できる環境を整えることにより、利用者の利便性を高めるとともに、賑わいを創出することを目的とする。

2 出店場所

藤野新田桜つつみ

※最大出店台数は3台とします。

3 販売品目

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く）

4 出店資格と制限

(1) 出店申込資格

次の要件を全て満たす法人又は個人

- ・ 公的機関が発行する本市内で有効な営業許可を有すること。
- ・ 食品衛生法に基づく「自動車による営業」の許可を有すること。
- ・ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること。
- ・ 出店期間内において営業許可書の期限が有効であること。

(2) 出店制限

次のいずれかに該当する場合は出店できません。

- ・ 暴力団員（上越市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者。
- ・ 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ・ 国税及び地方税を滞納している者。

5 出店申込から出店開始までの流れ

- (1) 登録申請
…後段の 5-1 に指定する書類を提出してください。
- (2) 審査
…申込書類を基に市が審査します。
- (3) 承認通知書交付
…市が出店を認める場合は申込者に承認通知書及び
出店許可証を交付します
- (4) 出店予約
…Google フォームにて受け付けます。
- (5) 許可書交付
- (6) 出店

初回のみ

5-1 登録申請

申込提出書類

- ・ 出店申込書
- ・ 営業許可書一式の写し
- ・ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- ・ 誓約書
- ・ 販売車写真画像（車幅、全長を記入）

※初回のみ提出してください。

R7.4 月以降に登録を行った出店者については年度末に意向確認を行います。継続して次年度も出店を計画する場合は、新規出店許可証を送付します。

ただし、提出した書類に変更が生じた場合は、速やかに変更となった旨を記載した書類を提出してください。

※営業方法等については本市の指示に従ってください。

5-2 審査

市が審査します。

5-3 承認通知書交付

- ・ 市が出店を認める場合は、申込者に承認通知書及び出店許可証を交付します。審査結果は文書にて交付します。

5-4 出店予約の流れ

(1) 通常予約

- ①承認通知書の交付を受けた方に毎月 10 日に翌月の出店可能日を Google フォームにてお知らせします。(10 日が土日祝の場合直前の金曜日に送付します)
- ②出店予約は Google フォームにて受け付けます。毎月 10 日～20 日を出店受付期間としますので、翌月の出店可能日（クールごと）を入力してください。
- ③出店可能台数を超える申請があった場合、抽選により決定します。
- ④出店日決定後、HP 等で出店予定のスケジュールを公開します。

(2) 随時予約

- ・承認通知書の交付を受けた方でスケジュール公開後、空きがある曜日に申請が可能です。
- ・出店を希望する場合には、出店日の 1 週間前の午前 9 時までに市へ連絡してください。連絡方法はメールとします。(図-1 を参照)

5-5 許可書交付

- ・出店許可日を示した許可書を送付します。

6 出店条件

(1) 出店可能日

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 全日

※12 月～3 月末は原則出店中止。出店を希望する場合は市と協議してください。

(2) 出店時間

- ・原則、午前 10 時～午後 6 時の間を出店可能時間とします。
それ以外の時間の出店は、市と協議してください。

(3) 使用料

社会実験のため無料とします。

(4) 出店中止と使用料の還付について

- ・出店を中止する場合には、出店日の 1 開庁日前の午前 9 時までに市へ連絡してください。
連絡方法はメールとします。(図-1 を参照)

図-1 開庁日の考え方

(例) 開庁日の考え方について						
※出店の取消や空いている出店可能日の1開庁日前まで受け付けます。						
※開庁日には土・日・祝日及び12月29日～翌年1月3日は含まれません。						

日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
		1	2	3	4	5
6	7	8 9時までに連絡 1開庁日前	9 9日が 取消・出店希望の場合	10	11	12
13	14	15	16	17	18 9時までに連絡 1開庁日前	19
20	21	22 22日が 取消・出店希望の場合	23	24	25 9時までに連絡 1開庁日前	26
27 27日が 取消・出店希望の場合	28	29	30	31		

(5) 設備

電 気：仮設電源設備無し。発電機持込みは可能です。

水 道：無し。

ガ ス：無し。プロパンガスは持込み可能です。

ご み：店舗ごとに利用者が見やすい位置にごみ箱またはごみ袋を設置し持ち帰ってください。

出店ごとにキッチンカー及びその周囲を清掃してください。

河川敷に汁物や油類及び食品の廃棄は行わないでください。

消火器：火気器具を使用する場合は、各自で業務用消火器を設置してください。

仮 設：仮設の休憩所（ベンチ・テーブル・パラソル）などの設置は可能とします。パラソルなどは強風で飛散しないよう重しを置くなど、対策してください。設置箇所については市と協議願います。

(7) 注意事項

- ・ 出店許可証を車内または看板等の見やすいところに掲示してください。
- ・ 出店者が使用料等を滞納した場合、公序良俗に反する使用をした場合及びその他本市が出店を不適當と判断した場合は、出店資格を取り消すことができるものとします。
- ・ 出店者が許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じてても、本市は一切その責めを負いません。
- ・ 出店権利の第三者譲渡、貸与は禁止します。
- ・ 出店者は設置スペースを第三者に譲渡、貸与及び出店者同士で交換することはできません。
- ・ 食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期してください。
- ・ 出店者は、今後の公園の利便性向上のため、売り上げ状況や購入層などのアンケートにご協力ください。

7 現状復旧

- ・ 出店者はその責めに帰する理由により、市所有地の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- ・ 出店者は、出店場所の使用に当たり、上越市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- ・ 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、本市はその責めを負いません。

8 定めのない事項等の処理

- ・ 本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（上越市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、本市と出店者の協議の上処理するものとします。

9 申請書類提出場所及び問い合わせ先

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号（上越市役所木田第 1 庁舎 3 階）

上越市 都市整備部 河川海岸砂防課 河川海岸砂防係

TEL:025-520-5780 Email:kasen@city.joetsu.lg.jp

書類提出及び問い合わせ受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

※土・日・祝日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く